

## 今月のコンテンツ

### [ 経営のお役立ち情報 ]

- I. 分掌変更に伴う支給について
- II. 適格請求書等保存方式導入までの経過措置について
- III. 事業計画書に必要な経営戦略の2つの視点について
- § 共栄会例会のご案内について

### [ 今月のトピックス ]

- ・国税庁情報コーナー
- ・経営指標解説コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

## I. 分掌変更に伴う支給について

### —役員退職金—

定年退職金について、日本経済団体連合会が平成27年4月に「2014年9月度退職金・年金に関する実態調査結果」を発表しています。そのなかで、学業期間に留年や、進学時に浪人をせず、卒業してすぐ就職し、入社後標準的に昇進・昇格した人（管理・事務・技術労働者—総合職）が60歳で定年退職した場合の退職金は、大卒で2357.7万円、高校卒で2154.9万円と発表しています。また、東京都産業労働局労働相談情報センターが平成26年12月に従業員10人以上300人未満の東京都内の中小企業を対象にした「中小企業の賃金・退職金事情平成26年版」を発表しており、60歳定年退職のモデル退職金が大卒1383.9万円、高卒1219.1万円と発表しています。一般的なサラリーマンであれば、リタイア後の生活を行うのでしょうか、同族会社である中小企業の社長さんは、60歳、65歳となっても後継者育成のため代表取締役を退いてもなかなか完全に第一線をひくことは難しく非常勤役員にとどまる場合も多いものです。ここでは、代表取締役をやめ非常勤役員に就任した際、代表取締役退任に伴う退職金（役員の分掌変更等の場合の退職金）の税務上の取扱いについてご説明させていただきます。

### ■役員の分掌変更等の場合の退職金が法人税法上退職給与として認められる要件

役員の分掌変更等の場合の退職金が法人税法上退職給与として認められるケースは以下の3つです。

1. 常勤役員が非常勤役員になったこと。
2. 取締役が監査役になったこと。
3. 分掌変更後の役員報酬がおおむね50%以上減少したこと。

要するに、分掌変更等に伴い、役員の地位又は職務の内容が激減し退職したのと同じであると認められることです。ここで、注意したいのは非常勤であっても代表権を有していたり、代表権を有していないが実質的にその法人の経営上の主要な地位を占めている場合は法人税法上の退職金として認められないことです。この重要な地位とは、採用、人事異動、給与査定等の人事上の決定や取引先の選定、新規契約等の営業上の

決定、設備等の取得、修繕等の会計上の決定等の経営に係る重要事項の意思決定にかかわることをいいます。

### ■退職金の損金算入時期

役員退職金の損金算入時期はその支給額が具体的に確定する日の属する事業年度が原則です。この具体的に確定する人は、株主総会決議によるものは株主総会で決議した日、取締役会決議によるものは取締役会で決議した日です。

例外として、役員退職金規定に基づき取締役会決議で役員退職金を支給し、株主総会決議が翌事業年度になった場合や、資金繰り等の関係で役員であることから退職金の支給を翌事業年度にした場合は、実際に支払った事業年度の損金とすることもできます。

資金繰り等の理由からこの退職金を全額一括で支給するのではなく、分割で支給したりする場合がありますが、税務調査時では分掌変更等による退職金の支給決議の①支給総額②分割支払する旨とその分割支払とする理由③各支払時期が指摘される場合があるので、支払は支給決議からおおむね3年以内に支給を完了しておく必要があります。また、各支払時期について明確に決定されている必要があるため、議事録にもその点を記載しておいて下さい。

### ■退職金にかかる税金

退職金に係る税金は以下の算式で退職所得を求め、所得税、復興特別所得税、住民税を計算します。

(その年中の退職手当等の収入金額－退職所得控除) × 1/2

1. 退職所得控除は以下の算式で計算し、80万円未満は80万円とします。

①勤続20年以下の場合

40万円×勤続年数 (1年未満は端数切り上げ)

②勤続20年超の場合

80万円+70万円×(勤続年数－20年) (1年未満は端数切り上げ)

2. 特定役員等に該当した場合上記の×1/2を適用できないので注意して下さい。特定役員等とは役員等で勤続年数5年以下の方です。又、役員等とは以下に該当する方です。

①法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人や法人の経営に従事している者  
の者

②国会議員や地方公共団体の議会の議員

③国家公務員や地方公務員

## Ⅱ. 適格請求書等保存方式導入までの経過措置について

—ポイントを押さえましょう—

先月号では、「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)の概要とスケジュール等について執筆させてい

いただきました。今月号では、「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）が導入されるまでの経過措置について執筆させていただきます。

## ■前回の復習

平成29年4月1日より消費税率が10%に引き上げられるのと同時に、飲食料品と新聞が軽減税率の対象になります。結果、8%と10%2種類の税率が存在することになり、斯様な状況に対応するために、平成33年4月1日より「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）が始まることになりました。インボイスとは、会社同士が取引をする際に、商品ごとに税率や税額を一覧にして記載した明細書のことをいいます。一つ一つの商品に対し、それぞれの税率と税額を記載すること、それに伴い取引ごとの記載が必要になります。軽減税率対象品目を販売する事業者は、インボイスの発行が義務付けられる一方で、購入する事業者はその取得と保存が仕入税額控除の要件とされます。故に、事務量も増加するため、インボイス制度の導入までの間は、現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置が講じられます。インボイス制度が導入されるまでの間の措置を区分記載請求書等保存方式と言います。

## ■区分記載請求書等保存方式における請求書等

売り手側の請求書等の記載事項として、①軽減税率の対象品目である旨②税率ごとに合計した対価の額（例えば、10%対象合計額 11,000円、8%対象合計額 10,800円といった感じになります）が加えられます。区分記載請求書は免税事業者も交付ができます。現行通り、売り手には区分記載請求書の交付義務・保存義務は課せられません。また、偽りの区分記載請求書の交付行為に対する罰則は設けられません。

買い手側は区分請求書の保存が仕入税額控除の要件とされます。帳簿の記載事項に「軽減税率の対象品目である旨」が加えられます。先の売り手側の請求書等の記載事項2点は、買い手が事実に基づき請求書等に記載することができるものとされます。

## ■税額の計算

納付税額の計算方法は、現行通り、適用税率ごとの取引総額に10/110または8/108を乗じる「割戻し計算」が維持されます。

## ■売上税額の計算の特例

売上を税率ごとに区分することが困難な事業者には、売上の一定割合（軽減税率売上割合）を、軽減税率対象品目の売上として税額を計算する特例が設けられます。この事業者は①仕入を管理できる卸売事業者・小売事業者、②①以外の事業者、③①・②の計算が困難な事業者と種類分けされております。①は仕入れた商品をそのまま販売する卸売業や小売業が該当し、上記の事業者の売上と仕入の軽減税率対象品目の割合は概ね一致するという考えにより、軽減税率割合は軽減税率対象品目の仕入額/仕入総額で計算されます。簡易課税の適用を受けない卸売業・小売業を営む事業者が対象になります。②は仕入れた商品を加工して販売する場合は①の方法を用いることは不適切であるという考えから、上記のような事業者の軽減税率割合は通常連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額/通常連続する10営業日の売上総額で

計算されます。③は仕入の管理も、10日間の売上管理もできない事業者は①・②いずれの方法でも売上税額の計算ができないことから、軽減税率売上割合は50/100で計算されます。主に軽減税率対象品目を販売する事業者が対象になります。この特例の適用は、基準期間における課税売上高が5000万以下の軽減対象課税資産の譲渡等を行う事業者は平成29年4月1日から平成33年3月31日までの期間となり、5000万超の事業者は平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間となります。

### ■仕入の特例税額の計算

売上と同じく、仕入を税率ごとに区分することが困難な事業者には、仕入の一定割合（軽減税率仕入割合）を、軽減税率対象品目の仕入として税額を計算する特例が設けられます。この事業者は①仕入を管理できる卸売事業者・小売事業者、②①の方法では計算が困難な事業者と種類分けされております。①は仕入れた商品をそのまま販売する卸売業や小売業が当てはまり、上記の事業者の売上と仕入の軽減税率対象品目の割合は概ね一致するという考えにより、軽減税率割合は軽減税率対象品目の売上額/売上総額で計算されます。簡易課税の適用を受けない卸売業・小売業を営む事業者が対象になります。②については、簡易課税制度の方法により仕入税額を計算します。現在、課税売上高が5千万以下の中小企業者について、課税期間の開始前に選択している簡易課税制度の適用を事後選択により受けることが可能になり、また、中小企業者以外についても同様の特例が受けられます。この特例の適用は、平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間となります。



## 国税庁情報コーナー

### ■本人へ交付する源泉徴収票や支払通知書等への個人番号の記載は必要ありません！

所得税法施行規則等の改正が行われ、いわゆるマイナンバー法施行後の平成28年1月以降も、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました。個人番号が記載不要となる税務関係書類は、給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払に関する通知書、特定口座年間取引報告書、未成年者口座年間取引報告書、特定割引債の償還金の支払通知書です。

## Ⅲ. 事業計画書に必要な経営戦略の2つの視点について

### — 「成長戦略」と「競争戦略」の視点—

先月号では、事業計画書に盛り込むべき7つの事項について取りあげました。今月号では、経営戦略策定において欠かせない成長戦略と競争戦略について執筆させていただきます。

## ■事業計画書に経営戦略の2つの視点はありますか？

経営戦略は、「成長戦略」と「競争戦略」の2つに分けられます。成長戦略は自社の強みを伸ばすことであり、弱みを克服して事業を成長させていく考え方です。競争戦略は競争相手に対して、価格や商品で差別化して競争に勝とうという考え方です。そして、経営戦略とはこれらの考え方に基づいて「変化する環境に事業をいかに合わせていくか」ということなのです。例えば、赤色が流行れば、赤色の服をたくさん仕入れるとか、塩麴がブームになれば、塩麴を使ったメニューを追加するなどです。単純なことです。その単純なことに成長戦略と競争戦略が盛り込まれているのです。流行ではないけれど、求められる商品やサービスがゆっくりと変わっていくこともありますから注意が必要です。

## ■常に競合対策も意識する

経営戦略を策定するための視点としては、競合企業の存在もあります。ライバルのことです。例えば、自社が扱っている商品と同じ商品を、ライバル店が値下げをしてくることなどはよくあります。一般的な企業の場合だと、ライバル企業が新商品を出して品揃えを充実させたり、自社のヒット商品を模倣した商品の発売を始めたりすることなどがあります。こうした競合企業の新たな動きに何も対策をとらずに見ているだけでは、厳しい競争に勝つことはできません。相手の出方を見ながら競争に勝ち続けるための対策を講じていかないと、徐々に顧客を奪われてしまうのです。このように、顧客の求めるものの変化（ニーズの変化）や競合企業の存在に対して、こちらも常に変化し続けることが経営戦略なのです。アフリカ大陸に生息するハ虫類にカメレオンがいます。ご存じのとおり、カメレオンは自分の体の色を変えて周囲の色に同調させます。こうすることで、カメレオンは天敵から身を守るとともに、獲物から気づかれずに待ち伏せできるようになります。経営もカメレオンのように、周囲の状況に合わせて常に変化していく必要があるのです。経営戦略というと、奇をてらった秘策のことを思い浮かべがちで、専門家でないと考えられないことのように思ってしまうかもしれません。ところが、そうではないことがわかりただけだと思います。

事業を取り巻く環境の変化をしっかりと確認した上で、今後の動きを考えることが経営戦略なのです。経営戦略の書かれていない事業計画書には意味がありません。

「事業の見通しと経営戦略はセットである」この認識が重要で、経営戦略には成長戦略と競争戦略が欠かせないのです。



## 経営指標解説コーナー

### ■受取勘定回転率とは

受取勘定回転率とは、売掛金、受取手形など売上債権の回収速度を表します。受取勘定回転率の計算式は、 $\text{売上高} / (\text{受取手形} + \text{売掛金} + \text{受取手形割引高})$  となります。この回転率が高いのは、売上代金の回収が早いことを意味し、低いのは代金の回収が遅いことを意味します。受取勘定回転率が大きいと、売上高に比べての売掛債権在が高が少なく、代金の回収が早いことを示します。受取勘定回転率が小さいと、売上高に比べて受取勘定の在が高が大きく、代金の回収が遅いことを示します。手形のサイトが長期化していないかなどを確認してみましょう。



## 今月のブックマーク

特許の重要性を認識されている方であっても、発明の定義である進歩性や新規性、特許明細書や特許の請求の範囲の記載要件、先行技術文献情報開示要件、意匠権の概要などをご存知の方は少ないように思います。そこで「IP・eラーニング」をご紹介します。同サイトでは特許や実用新案権、意匠制度などについて無料で動画学習を実施することができます。是非ご活用くださいませ。

「IP・eラーニング」  
<https://ipe.inpit.go.jp/inaviipe/service>

## TFG 共栄会 例会のご案内

本年度も下記の要領にて開催いたしますので、お誘い合わせの上ご参加ください。

日 時： 平成28年4月26日（火） 受付 午後4時20分より  
内 容： 開催・挨拶 午後5時00分より  
第一部 研究部会・研修会 …… 午後5時20分より

### テーマ「今後の経済展望」—チャンスはつかめるのか—

講師：三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券  
景気循環研究所副所長（シニアエコノミスト）鹿野 達史 氏

第二部 情報交換懇親会 …… 午後7時より（8時30分終了予定）

会 場： 御堂筋 本町  
ヴァーレ大阪 2F「安土の間」（御堂筋線本町駅1号出口を3分）  
参加費： 5,000円

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援 … T&FG group

TFG 検索

**TFG** 税理士法人  
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号  
野村不動産四ツ橋ビル8F  
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896  
[URL] [www.tfg.gr.jp](http://www.tfg.gr.jp) [E-mail] [info@tfg.gr.jp](mailto:info@tfg.gr.jp)

TFG ニュース 編集担当 岸本 圭祐